

④ 水系=流域別にみる水問題

溜池の現在

—都市化のなかの平野の溜池

大阪府立大学農学部助教授
荻野 芳彦

おのの・よしひこ

利組織や水社会が、古くから日本のみならず世界の研究者の興味をそそり続けてきた。たとえば、戦後の竹山増次郎氏や竹内常行氏の関係著書や、中村尚司氏が現在スリランカで行っている、米国ロー

本稿では、近年筆者等が調査する機会に恵まれた大阪府堺市での意見を中心にして、激しい都市化の過程で、溜池地帯に発生している問題を紹介したい。

3 平野の溜池の水利組織

溜池の築造や改築の年代は、正確には分らない場合も多いが、なかには「村方明細帳」や「溜池書上帳」が残存して、その記録から分る場合もある。大阪府の狭山池の場合は、慶長一三年（一六〇八年）に、豊臣秀頼の御入用普請によつて大規模な築造が行われたことが記録されてい。宝曆年間の狭山池水下区域主要溜池一覧表には、現存する子池や孫池のほとんどのが記載されている。

2 平野の溜池

溜池には二種類ある。第一は、水田の標高が相対的に高くて、附近の河川から引水では（ポンプで水を押しあげない限り）灌漑できず、水田より高い場所に、溪流などを利用して造られた溜池である。

（河川から引水して灌漑している場合でも、特に近年では、その河川の上流にダム（貯水池）を造って貯水し、湯水で河川の自然流量が不足したときにその貯水を放流して、河川の流量を補強増量することがしばしば行われているが、この種のダムは溜池とは呼ばれない。）

しかし、日本全体としては少數派であつても、当の地域では溜池なくしては水田の灌漑は不可能であったわけだし、さらに溜池灌漑組織は、そのハードな施設の体系だけではなく、いわゆるソフトな、歴史的・社会的・機構制度的な体系が、河川灌漑のそれらとは異なった特性をもつてゐる。そのため、その水

の入会地から採取利用されたといわれて

灌漑池の運営は、「村役」「庄頭」の「農地百姓」が數名、時には十數名が指導し、財務、施工、組織の運営にあたつた。灌漑池が完成すると、これらの村役、庄屋のなから、「池守」「年行司」と呼ばれる、灌漑の運用を統制する管理者が選ばれ、以後、灌漑池の灌漑区域内の配水の水の分配をめぐる争いや交渉の責任者ともなつた。

子池や孫池は、本来ならば水田として利用できる土地を濾して築造するのだから、見事に畠の面積を増す。

を灌溉できるといつた程度のものである。したがって、我田引水を排除し、区域内の水田に公平かつ確実に、しかも引きだけ配水のロスを少なくして配水するためには、「池守」の統制、指揮下に、専任の「水配人」を置いて、一切の用にかかる施設の操作を「水配人」に託わしめた。すなわち、水配人は池守の指示の下に、「用水順番帳」に従って、各農人の水田に配水してまわり、各農民に引水させなかつた。

(本稿では、この前後の部分の記述は
おおむね、大阪府堺市周辺の事例に依
ている。農業用水関連用語は方言的な
のが多く、日本でも地域によって呼称

違う。たとえば、各人の水田に配水、引水する順番や時間を決めて行う配水のやり方も、「番水」「隔番」など地方によって違った名称をもつ。また、組織的管理、統制にしたがって、各農民が自分の手で引水する事例もあるなど、具体的なことと断つておきたい。

田は確定していく、これを「〇〇法」(某、またはノリとも書く)と呼んだ。親池でも子池でも、水の分配は区域では平等に行われるが原則だが、造、築渠のさいの経緯(たとえば資金等)で、有利な配水を受ける水田もあた。

同水権は水田に付いているのか言ふが、
が、「水抜」「水券」などと呼ばれて、
水権が水田でなく農民に付いていて、
渡できる事例もある。また、異常渴水
さいなどに、親油の下層の貯水を、一
この「底水」を競争入札によつて売水

4 糸池水利組合の変遷

水田が進み、灌漑面積が縮小していく。子池や孫池の一部は不要となつていい。接続の水田と回じょうに、水田として利正である平地の溜池であるから、水を貯め、水路とせば恰好の平地となる。事実、都市化が進むにつれて、溜池が廃止され、平地へと變る。

(都市化する以前に他の流域から新たに
取水したり、競池の貯水容量を増量し
て、その結果不要となつた子池を廃止し
て水田とした事例もあるが、ここでは
題とはずれるので省略する。)
しかし、このような灌漑処分は、農

るなど、地方により地域により、種々の慣行があつた。

化が進んで地価が著しく高くなつてから行われるものであるから、その処分や査定

買をめぐって多くのトラブルが起つてゐる。そこで、江戸時代の溜池の築造、築以後の経緯の概略をみておこう。

明治四年（一八七一）廢藩置県が行われ、旧統治者と旧統治区域が否定され

いく過程で、同時に「直轄法」が布設され、これに基づいて簡易事務遂行のために新しく「区」が設定され、戸長と副戸長が置かれることになった。この戸長、副戸長が戸籍事務だけでなく、住民や土地に関するその地域の事務まで取り扱わされていく過程で、従来の村役人との権限の競合が起り、トラブルが多い。

リスト総合特集

「合」が認められた。そして品
（一八八〇）の「岡町村合併
七年（一八八四）に改正され
は再び下級行政組織として
い、「水利組合」も「水利土
地整理組合」として編成さ
れた。その後、明治二十三年
には、「水利組合（会合）」に
水利組合」に組織変更され
には郡長や村長がなつた。

「いのうじ」行進本が管轄する東京の
つた、地主を組合とする「木利組会」
が、廻船にかかる修理にあたって來
た。

地改良法」によりて「普通水利組合」は廃止され、「土地改良区」に組織変更された（たとえば、狹山池土壌改良区）。しかし、子池や孫池の水利組織のほとんどが、「〇〇町水利組合」という名称の、むしろ町会規模のものや、「〇〇池水利組合」という名称の、「申合せ水利組合」の形で存続しているのが現況である。

現在、このような子池等の水利組織は、関係農民を組合員として、その運営は、組合員のなかから選ばれた数名の「水利委員」によって行われて いる。水利組合長は水利委員の互選によって選任され、用水の管理の責任者である。実際の配水操作は、從前は専任の水配人が行

うていたが、今ではほとんど姿を消し、組合内の水利役員や組合賃金員の順番制や当番制によっている。また、農地の転用で灌漑面積が激減する一方、新規地へ入して、水質は悪化するものの、用水の量が相対的に豊富になってしまっているので、従前のような厳しい配水慣行は止められ、農民自身が個々に引水操作を行なうようになった組合が、堺市内でも年々と増加している。

して地券が発行された。この地券には、宛名の記載があるものとないものとがあり、しかもない場合のほうが多い。たようで、今にいたってトラブルの一因ともなっている。

明治二一年（一八八八）に「市制町村制」が公布され、旧土地台帳が整理され、これらの共有地は、所在地の町村有地となり、その後、当該町村が堺市に合併されるも、堺市有地となつた。

一方、いわゆる水利組合の共有地とされたものは、これらの水利組合を整理統

私有地の形をとった事例や、いわゆる水利組合がその組合員全員に均等に持分権を無償で与えた事例など、その経緯は種種雑多な形をとっている。

その結果、堺市内の子池や孫池で廃止されてその敷地が売却され、学校用地や住宅用地に転用された事例を、形式上の所有者の種類によって分類して、その処分金の配分や用途などを略述すると、おむね次のとおりである。

第一は、前記の「むり」(俗に「部落」とか「町会」と呼ばれていたもの)の「所有」であることが、形式的にも明確、すなわち、公簿に「共有」と記載されている場合である。

また、「共有」と記載されたものの中のままであっても、関係者の間に合意があれば、処分の仕方や売却代金の配分などは、「共有」と記載された場合に準じて行われている。事例数からいと、県域内ではこの種のものがほとんどである。

第一は、その反対に、所有者が名実とともに個人となっており、売却代金もその個人のものとなる場合であるが、筆者との調査では、このようなものに出会つてゐない。

第三は、複数個人の連名で登記されてゐる場合である。

いる場合である。
第四は、水利組合の所有地と明記されて
いるものを一件だけみつけたが、(1)

子池は現在も使用されている。

第五は、現在係争中の事例である。公簿には所有者が記載されておらず、「公

簿のままであるが、かつて「田長」宛に発行された「地券」を保有していた者

が、その所有する水田を売却するとい

6 潟池敷地の処分方法

に、いの地券も併せて譲渡した。そのため、この澟池が廃止されて敷地が売却されたまゝ、水田を買受けた者が、澟池敷地の所有権を主張して売却代金を全額取得しようとした。

これに対して、二組の異議が出されておりである。一组は、その澟池の灌漑水田（前田のノリ）の所有者（田主井）一三名であり、もう一组は、この澟池の所在地の町内会（大字）であつて、部落

市でもっとも一般的な澟池敷地の処分方法を紹介する。公簿に「共有地」と記載のある場合、澟池を廃止して学校用地や住宅用地などとして売却転用されるといった処分事が発生すると、処分するにあたっての権利者や関係者が誰であるのか、また、その者達の間の分配比率はどうか、さりとて、澟池の廃止とともに水利（総）補償、その他澟池を利用していた者に対する補償、澟池の下流の

水路の抜築や舗装等の補償措置、水路の拡幅や舗装等の補償措置、そして、「処分金」の使途計画等について、堺市管財課と自治会（町内会）役員が事前に協議して原案を作成する場合である。

次にこの原案を、関係住民全員が加入している「地区住民総会」にかけてその承認を得る一方、堺市当局も市議会の承認を得る。そして所有権をもつたん堺市に移して更正登記され、堺市と賣手との間で売買契約を結ぶ。代金は市収入役に預託され、市管財課が管理し、すでに承認された計画にしたがつて必要なさい支

出される。一例を具体的に紹介する。旧金岡村は大字金田と大字長曾根からなり、明治二十二年（一八八九）に村制がしきれ、昭和二年（一九三八）に堺市に合併した。この田金岡村内の澟池（複数）は、金岡村長を管理者とする金岡村普通水利組合によって管理された。昭和二三年の堺市との合併のまゝ、この普通水利組合は解散し、長池、蟻池、小池など八つの「水利組合」に分解した。そのさい、堺市市有地となつた澟池もあつたが、ほとんどの澟池は、旧大字金田分は堺市金岡町の、旧大字長曾根分は同じく長曾根町の共有地となつた。



〈荒川・秋ヶ瀬附近、写真提供は水資源開発公司〉

この旧金岡町の地区内には現在では、総数四四五〇戸の二八の単位町会があるが、そのうち井之原町ほか一〇町会（九五戸）が旧大字金田の集落であり、

「金岡町自治連合会」やつくり、澟池の処分権をもつて居る。他の一八町会は、その後にこの地域に転入した住民のもので、「共有地」の処分などには一切関係しない。長曾根町の分についても、事情は同じである。

金岡町自治連合会には「沼池有財産管理委員会」があり、澟池処分の実務を担当している。これら旧金岡、長曾根両町は、市町村合併、字界や町界や名称の変更、道路、住宅団地、マンション等の建設によって、人口は旧集落の数倍にもなり、田字、町界は分断改築されほとんど田状を示さない。しかし、共有地処分権は、旧集落に居住し、かつ現在も居住している家の人たちだけのものである。

金岡町自治連合会の場合、澟池処分によって得た金額は合計して約一一億円以上に達していく。地区内の道路舗装、集落内の排水路の整備、農業用水路の整備、町会館の建設、運動場建設など公共的な用途に主に支出されている。そういう意味では、かつて指摘されたようだ、澟池処分にともなう金銭の処理は、かなりの程度に公共目的に役立つていて、あまり問題はないようみえる。

しかし、たとえば堺市内の某澟池についてみると、堺池処分にともなつて支払われた代金は、概算約二七億七〇〇〇万円で、規定に基づきその一割が堺市に收められ、残りの約二五億円は、前記によ

水利団体の構造と機能 — 土地改良区を中心として —

岩手大学農学部助教授

佐藤政良

うことも不可能である。
すなわち、日本の多くの河川では、新たに取水しようとすれば、都市用水であれ農業用水であれ、渴水のさいに河川の自然流量を補強増量するためのダム(貯水池)を建設するだけではだめで、その河川の既存の農業用水との調整を行なうことが不可欠である。

また、異常渴水で水不足に遭遇したとき、その河川から取水している各用水の取水を制限しようとするさいも、農業用水、とくに古くから存在している農業用水との調整が重要な課題である。

日本には現在、種々雑多の数多くの水利団体がある。本稿で主にとりあげる農業水利団体(土地改良区)のはかに、形式上は農業水利権までもつことがある。実質的にも水利の開発や調整を行っている政府や水資源開発公団や都道府県、上水道や工業用水の供給を行っている都道府県や市町村の地方公営企業、水力発電を行っている電力会社、工場の用水を取水している企業などである。

これらをきわめて数多くの利水は、河川の水をその主要な水源としていて、地下水の占める役割は、量的に小さい。ところが、この河川の流量は、年によって大幅に変動する。したがって、ほとんど毎年、確実に利用できるのは、いわば渴水年の流量(以下、渴水量と呼ぼう)までで、平常年や豊水年の流量ではなく、それより大幅に少ない。

一方、日本では、その河川の渴水量の全量が、農業用水として、平野部の水田に取水されてしまっている河川が多い。とくに、大きな都市や工業地帯があって、その上水道や工業用水の需要が著しく伸びた地域の河川はそうである。その意味で、現在および今後の河川の水利用を規定しているのは、農業用水、とくに平野部の大規模な農業用水である。換言すれば既存の農業用水を無視しては、新規の利水を開発することも、異常渴水のさいに利水間の調整を行なう。

また、その灌漑区域の水田が住宅や工場の用地に転用され、必要水量が減少して、それを上水道などに転用する可能性を秘めているのも、このような平野部の農業用水である。農業用水の取水量は大変多くて、三〇〇～五〇〇万㎥の水田の用水で、一〇～三〇万人の都市の用水を賄うことができるほどなのである。

このような理由で、日本の水利にとって農業用水はきわめて重要な位置を占めているが、その扱い手である農業水利団体の歴史や構造や機能は、関係者や限られた専門家を除けば、あまり知られているようには思われない。早い話が、同じく農民の団体であっても、今や世界中にその名が轟いている「ノーキヨー」(農業協同組合)とは異なり、農業水利団体である土地改良区の名を知る人は、意外に少ないようである。

2 土地改良区の成立

初めにお断りしておくが、本稿では、各河川の平野部にある、比較的規模の大きな農業水利団体（土地改良区）だけに記述の対象を限定したい。このような大規模土地改良区こそが、前記のような意味で、日本の河川の水利を規定しているからである。

おおまかに言って、各府県に数箇、その受益面積（ヘクタール）と組合員の数が、一、〇〇〇〇のオーダーで、大きいものは一万六、一万人を超えるものすらある、そのような土地改良区について以下に述べることにしたい。

このような大農業用水は、ごくわずかな例外を除いて、江戸時代に既に開発され成立していた（明治以降に開発されたのは、明治用水、安積疏水、喜川用水など）、少數である。

これらの農業用水は、明治二九年（一八九六）に田河川法が施行され、現行の、許可に基づく水利権制度ができたさいには、「許可を受けたものとみなす」とされ、いわゆる「慣行水利権」が認知された。また、江戸時代に、すでに成立していた農業水利団体は、明治四一年（一九〇八）の「水利組合法」施行のさい、「普通水利組合」と名称を変えたが、内容はほとんど変わらなかつた。江戸時代でも明治時代でも、この農業用水の給水を受ける権利をもつ、団体の運営に関与することができたのは、受益地区内の

水田の所有者だけで、小作人は権利がなかつた。

第二次大戦後、昭和二十四年（一九四九）に「土地改良法」が施行され、従前の「耕地整理組合」「普通水利組合」などの団体は、以後、同じ「土地改良区」という看板をかけることとなりた。したがつて現在では、土地改良区といふ名の農民団体であつても、農業水利の団体ではなくて、耕地の区画整理事業を行うための団体も含まれてゐることに注意していただきたい。

戦後の農地解放によつて、従前の小作人が水田の所有者となつて、農業用水の供給を受けて引水する権利や、土地改良区の運営に関与する資格を得たが、このように、水田への引水権は、ほとんどの場合、水田に付与されたいわば属地的な権利であつて、水田の所有権と分離したものでは、昔も今も、ない。

しかし、土地改良区が直接に維持管理しているのは、水源河川の堰やポンプのような取水施設（なお、農業水利関係の役人や技術者は、取水堰のことを頭首工と呼んでいる）と幹線水路や比較的大きな支線水路までであつて、それより下流の末端の水路の維持管理は、直接には行つていな。これらの支線やさらに入り分れる小さな用水路や、それに付帯した小さな堰や分水施設やポンプなどの管理は、それらを直接に利用する灌漑区域の、地元の組合員によって行われているのが、現在なお普通である。

したがつて、ある地区的水田群を灌漑する農業水利団体とは、土地改良区を上部機構とする、重層的階層的な農民の水利組織の全体と理解されるべきであろう。

いま、その様態を標準化して模式的に示してみよう。まず、取水堰とそれに直接に繋る大幹線水路と、それが分歧した何本かの幹線水路と

総代を選出して、総組合員による総会を代行している。

また、土地改良区は法人であつて、経費の強制徴収権をもつほか、所得税、法人税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税などの国税や地方税について免税の措置がとられている。

このように、土地改良区は、用水の最終利用者である関係農民が、直接に運営している水利団体であつて、その点で他の、上水道や工業用水道のような水利団体とは違つた性格をもつてゐる。

が、土地改良区によって（物理的には土地改良区の職員の手で）直接に維持管理されている。

幹線から分岐した（第一次）支線は、「井組」とか「区」などと呼ばれる中間的な水利団体によって維持管理されている。このような水利組織も無論、関係農民を構成員として、彼らによって運営されている。

さうしたその下流の（第二次）支線や最末端の用水路（耕地の区画整理がされて、一枚一枚の水田にて、最末端の用水路が直接に接して給水している場合、近年の術語では、「小用水路」と呼ばれる）は、これまたその用水路を直接に利用する関係農民のグループが維持管理を行う。このレベルになると、「村」（現行の行政単位としての村ではなく、字規範のムラ）とか「部落」とかの規模となるから、この最末端の最下部の農業水利団体は、ムラの「実行組合」であることが多い。

この「実行組合」といふのは、じつは農業協同組合の末端組織である。要は、最小の地縁に基づく生活共同体ともいべき「ムラ」が、當農面で「実行組合」という顔をもち、最小の水縁的な組織としても機能しているということなのである。

(注) 最近まではムラの住民のほとんどが農田であったから、ムラと実行組合を區別する必要はない、最末端部の農業水利施設の維持管理は、ムラの内外の道路の維持管理などとならんが、ムラの仕事として、全住民に強制されていた。拒否すれば、ペナルティーを科すことができた。しかし、

近年のようだ非農家が多くなり、ムラの斜してペナルティーでは痛痒を感じない住民が増えてくると、少なくとも農業用水の維持管理のような仕事を、直接の受益者である農家だけで行わざるをえなくなり、ムラではなくて、ムラのなかの農家だけの集団である実行組合の仕事という形をとるようになつたのである。

(注) ここでの説明はあくまで模式的なもので、たとえば大幹線を上位の土地改良区が、それから分岐するいくつかの幹線をそれぞれ下位の別の土地改良区が維持管理している事例や、中間の井組や区のような組織がない事例や、かなりの末端の水路まで、土地改良区が直接に管理している事例など、無数のバリエーションがあることはいうまでもない。

4 土地改良区の団体内機能

農業水利組織は、その規模の大小や前記の階層の上下を問わず、二種類の機能をもつていて、これを分けて考えておくことが、実用的であろう。(1)第一種類の機能とは、第一は水利組織(団体)内にかかる、第二は他の水利組織(団体)との関係にかかるものであり、以下、団体内、団体間と呼びわけることとする。

ある。

第一は、河川からの取水と幹線水路の保守である。

第二は、平常時や豪雨時に水路の操作である。この操作による、土地改良区(の職員)が直接には管理しない、支線以下の水路に、河川から取水された水が配水されるのである。

第三は、湯水時に取水量が不足してきたさいに行う、団体内の水の分配にかかる調整である。すなわち、湯水で地区内に水不足が生じたときは、上流の分水量を減量したり、さらに水を止められるが、団体内のそれと団体間のそれを区別しないために、しばしば混乱している。たとえば、厳しい水争いに象徴されるような、水の配分をめぐる競争や、異常湯水のときに

一方にのみ課せられる取水の制限や停止といつた、いわば不平等な水利慣行は、本質的には異なる。

一方、コンミューーンとすらみなされ、互認的協力的で平等である点を真摯する人すらあらわれてゐる、平等な水の分配の慣行は、本来、同一団体内のものである。ある団体を団体として維持していくとする以上、団体の構成員の間に著しい不平等があつては、その組織を長期間安定して維持していくことが困難だからである。事実、異なる団体であつたものが何かの縁で合併して同じ一つの団体となると、合併以前の闘争が和解と互認に変ることは普遍的な現象であつて、そのような事例は一いち数えあげられないほど多い。

じ)を実施したりして、団体内の配水を平等に確実にするような、施設の操作を行う。

5 土地改良団の団体間機能

土地改良区がもつてゐるもう一つの水利機能は、他の水利組織に対してもつもので、水資源の開発と調整にかかる問題としては、前記の団体内機能よりも、この団体間で果たす機能の

の調整策として、合口等を行わざるをえないことはよく知られた事実である。

ジュリスト総合特集

(注) 平常時であると異常時であるとにかかわらず、土地改良区はその構成員が納得して合意している配水の操作を行うのである。したがつて、構成員が承認している限りでは、形式的には不平等な配水が行われていることもある。ただ長期的には、前述のように、配水であれ、後述する費用負担であれ、組合員の間では平等化していく傾向がみられる。

第四は、このよだな幹線施設を維持管理する
ために要する経費（の全部あることは一部）を、組
合員である受益農民から徴収する」とある。

り、後述する。

第五は、土地改良区が直接に管理しない、支線水路や小用水路、あるいはその付帯施設や土木について、その保守や操作の費用や電力代などの運転費などの一部を、それを直接に管理しているグループに補助することである。

これら以外にも、農地転用に伴う同意とか賦用決裁金の賦課とか、水利の重要な維持管理機能を土地改良区はもつていて、それは後述する。さらに施設の新増設や改修等、建設事業にかかる機能をもつていて、本稿の意図と關係が薄いので省略する。

異なるた利水部門間で起るだけではなく、同じ農業用水の間でも起る。古来、日本各地で発生した、異なるた農業水利組織間の闘争、いわゆる水争いがそれである。

したがって土地改良区は、それが農業用水であれ都市用水であれ発電用水であれ、他の水利団体に対して、自分達の既得の権利を主張して守つていこうとする機能をもつてゐる。

その機能は、主として三つの局面で現われ

門よりも簡しい流量を述べる場合、たゞこれらの方は、本特集の岡本雅美論文（八〇頁以下）を参照されたごとく。

第三は、地区内の水田の転用が進み、必要水量を減量することができるようになつたさい、従来の取水量を減量してそれを都市用水に転用できる可能性である。事実、有名な多摩川の二ヶ領用水に始まって、都市化に伴う農業用水の都市用水への転用の事例には事欠かない。

6 土地改良の行政

水利団体としての土地改良(区は、主として)への事業を行う。第一は、ダム、取水堰(頭等工)、揚水機、水路といった水利施設の新增設を改築のような建設事業であり、第二は、それ以下の水利施設(の基幹部分)を保守、運転、操作して、取配水を行う維持管理事業である。

ジュリスト総合研究所

前者の建設事業の費用については、国や都道府県、さらには市町村からの、数割を超える高率の補助があり、補助額の部分は、長期低利の融資を受けて、受益者の組合員（農民）が償還していく。

後者の維持管理費については、最近始められた例外的な補助事業を別にすれば、国や都道府県からの補助はなく、土地改良区が負担せざるを得ない。

この維持管理費の財源として普遍的なのは、組合員から徴収する賦課金と、組合員以外から取得する収入とである。

前者の組合員への賦課金は、通常、所有耕地の面積割で行われ、水道のような従量制ではない。その額は土地改良区によつて異なり、高低差しへばらつくが、用水費としては年間一〇万円（二〇〇〇～三〇〇〇田位）である。同じ土地改良区のなかでも、水利組織の成立時に水田の新田や旧水源の種類、水田の良否、成立時の経緯などを反映して、単価が異なる場合もあり、所によつては、一〇段階をこえるような団体もあるが、長期的には单一化の傾向がある。

組合費以外の収入は、土地改良区ごとにその特性を反映して種々雑多である。水力発電と施設を共用して多額の施設使用料を取得したり、水源林の經營や、土地改良区の事務所の建物の一部を賃貸したり、水路に橋をかけたり水路傍に電柱を建てたりするさいに利用料をとつたり、所有地の売却費を運用したり等々である。

このほかに、近年の都市化に伴つて現われた収入源があるが、それについては次項で述べる。

7 都市化と土地改良区

戦後の日本経済の高度成長は、商工業と都市の著しい発展をもたらした。旧農村＝農業地域を襲つた急激な都市化的波は、関係地域の農民や農業、市町村となると土地改良区にも強烈な衝撃を与えて、今やその經營に様々な困難をひき起している。

都市化は具体的には、組合員の水田が工場や宅地に転用され、その結果、農家と非農家との混住が進み、また組合員である農民自身の兼業化が進むことである。

水田が減つて住宅などが新設されることは、農業用水の転用の可能性と必要性を暗示していくのだが、本稿の範囲を超えるので省略する。水田が転用されると、組合費（農地への賦課金）の賦課面積が減り、その分だけ土地改良区の組合費収入が減る。

その対策として、土地改良区は農地転用のときに決済金を徴収して減収を埋合わせる方策をとるようになつた。すなわち、農地転用によって土地改良区から脱けるさいに、その後の維持管理費の引当て分として、たとえば二〇年分の（通常）賦課金を一括して徴収して基金として積立て、以後はそれを運用して毎年、従来どおり

の維持管理費を捻出していく方法である。ただこの方法でも、将来の物価の上昇や管理区間や管理物件の増加や管理内容の変化には対処できない。

第二の対策は、関係市町村と協議して、市町村から施設の維持管理費の補助を受けたり、水利施設の共用化、すなわち、従前は農業専用であった水路が、都市化により住宅や工場の排水が流入して共用化されたことを理由に、市町村に維持管理費の一部を分担させる方策である。

第三は、組合員（農家）以外の住民や工場から、土地改良区の水利施設の利用料や、雨水や汚水の流入による被害の補償としての迷惑料といつた感じの料金をとることである。

この方策で近年広く普及したものに、屎尿浄化槽の設置のさいに同意料をとる方法がある。すなわち、土地改良区で一方的に定めた規程にもとづいて、屎尿浄化槽を新設してその排水が土地改良区の管理水路に流入するとき、屎尿浄化槽の設置許可を出す要件として、土地改良区の同意をとりつけるよう、市町村や保健所の窓口で行政指導をしてもらひ、土地改良区が同意書を発行する条件として、料金を納付させる。一人權（いぐら）と、う形で単価を定め、容積（何人權）に応じた料金を一括納付させるのが普通である。

また、前述の市町村負担と半ば重複する話となるが、土地改良区の区域内の非農地からの雨水の流入を理由に、市町村から費用の一部を納

付されていいる事例もある。

しかし、この方策は、規定施行以前に存在していたし尿浄化槽にさかのぼって適用する」とが難しくて新旧の間の取扱いに差を生じる」、何よりもその法的根拠が曖昧であり、民事上の契約に基づくものなので強制力がないなど、土地改良区にも、支払われる側にも不満な方策となつてきている。支払う側の反撥が強くて遂にとりやめた土地改良区もある。その事例では、その後関係市町村が実質的に肩代りしていく合意が成立しているが、その方向が妥当であろう。

都市化が進むと農業用水路へ汚水やゴミが入り、汚濁が進むが、この問題と対策も本稿の枠をこえるので省略し、土地改良区の下部団体である、ムラの弱体化について、触れておこう。

兼業化が進み、農民の農業に対する意欲も薄れ、土地改良区を下から支えてきた「ムラ」の規制力も弱まって、末端組織の維持管理能力が衰えてくると、これら末端の管理は粗放化し劣悪化する（念のために付記しておくが、幹線部分については、都市化が進むと浸水被害の危険性が急増して、かえって維持管理を從前以上に激しくやらざるをえなくなつて）。

そのため、今までムラなどで管理していた支線以下の下位の水利施設を、土地改良区が吸上げて直接に管理しなくてはならないようになり、土地改良区の管理する施設の数や区間は増加の一途をたどるのである。

総合特集 リスト

「のよう」、特殊な条件に恵まれたいく少數の土地改良区を除けば、都市化が進んで農地が転用され、土地改良区の賦課面積が減つて維持管理費の財源が減る一方、土地改良区が直接に管理しなければならない施設が増えればかりか、その維持管理業務の内容は、従前以上に経費や労働を要するようになり、土地改良区の経営が悪化していく。

最後に、都市化によってひき起された困難を解消するために、昭和四七年（一九七二）に土地改良法が改正されたさい、農業用排水路等の利用調整に関して導入された、三項目の対策について述べる。

第一は、土地改良区が管理規程を定めて、悪質な廃水の排出を停止する措置をとることを求めることができるとする、「いわゆる「差止め請求」」であるが、このような管理規程そのものが定められた事例を知らない。

以上、重要でありますから知られるといふの少なくたと思われる農業水利団体「土地改良区」について、その概要を述べた（最近とみに有名になつた「政治的機能」については割愛した）。内容について、同学の岡本雅美博士との共同調査や討議によつた。

今後、都市化地域の土地改良区の進む道には、関係市町村の一部事務組合に解消移行するか、反対に市町村の業務の一部までも託されて強化再生するかの二つの道があろう。

今後、都市化地域の土地改良区の進む道には、関係市町村の一部事務組合に解消移行するか、反対に市町村の業務の一部までも託されて強化再生するかの二つの道があろう。

そのため、今までムラなどで管理していた支線以下の下位の水利施設を、土地改良区が吸上げて直接に管理しなくてはならないようになり、市町村から費用の一部をもついて、市町村協議」であるが、この条文に意識的に則つて行つたかどうかを別として、実質的には、前述のように、市町村から費用の一部をもついて、市町村協議」であるが、この条文に意識的に則つて

な「料金」は強制的にはとれない。そこで、土地改良事業によって利益を受ける組合員（農家）以外の者からも、経費の一部を、一方的強制的に徴収できるとする、「いわゆる「員外賦課」」が第三である。しかし、これは実行上あまりにも多くの問題点や難点があり、実施された事例を知らない。

